青森県教育委員会第714回定例会会議録

期 日 平成20年7月2日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

報告第1号 保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申し立てに係る青森県 個人情報保護審査会への諮問について

そ の 他 平成21年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験の応募状況等 について

その他 世界文化遺産JOMONフォーラムについて

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成20年7月2日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時10分
- ・ 出席者の氏名

川村恒儀、鈴木秀和、福島哲男、島 康子、高橋幸江、(教育長) 田村充治

・説明のために出席した者の職

橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参 事、外崎参事、教育政策・教職員各課長

- ·会議録署名委員 福島委員、高橋委員
- 書記相坂 譲、白戸克幸

会議

報告第1号 保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申し立てに係る青森県個人情報保護審査会への諮問について (非公開の会議につき記録別途)

そ の 他 平成21年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験の応募状況等に ついて

(事務局説明 白石教職員課長)

平成21年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験の応募状況がまとまったので報告する。

今年度は、全体で2,302名の応募があり、前年度に比べ79名の減となっている。その内訳は、スポーツ特別選考が12名、身体障害者特別選考が4名、今年度から新たに実施する社会人特別選考には、3名の応募があった。

この結果、応募倍率は、2,302名の応募に対し、150名の採用見込者数となっていることから、全体で15.3倍、前年度の17.0倍に比べ、1.7ポイントの減となった。

なお、試験の日程については、第一次試験は7月24日及び7月25日に青森中央高校、青森商業高校、青森工業高校で、さらに第二次試験については、9月20日及び9月21日に青森中央高校、青森北高校で実施することとしている。

今年度もこの選考試験を通じ、引き続き優秀な人材の確保に努めて参りたい。

(川村委員長)

意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については、了解した。

その他 世界文化遺産JOMONフォーラムについて

(事務局説明 外崎参事・文化財保護課長)

県では、現在、県内に所在する学術的に重要な縄文遺跡群について、人類共通の貴重な遺産として未来に引き継ぐため、北海道、岩手県及び秋田県と連携しながら、世界文化遺産登録を目指している。

この縄文文化の価値や魅力を広く知ってもらうとともに、世界遺産登録に向けた気運の醸成を図るため、来る7月8日火曜日に青森グランドホテルにおいて、午後6時から世界文化遺産JOMONフォーラムを開催することとした。

このフォーラムは、報告と対談で構成されており、具体的には、岡田三内丸山遺跡 保存活用推進室長から縄文遺跡や縄文文化の価値についての報告の後、朝日新書編集 長の岩田一平さんをナビゲーターに、女優の竹下景子さんと三村知事が「ロハスな縄 文に想いを馳せて」と題して対談を行う。

また、フォーラムの模様は、全国紙に紙上掲載し、全国にも広くPRすることとしている。

なお、県教育委員会としては、今年の11月に、太宰府市にある九州国立博物館において、出土遺物の展示会を中心とした「あおもり縄文展」を開催するなど、今後とも縄文文化の価値や魅力について、多くの方々に知っていただけるよう努めて参るので、皆様方の御理解、御協力をお願いしたい。

(川村委員長)

意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については、了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 尾崎参事・職員福利課長)

県教育委員会が6月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。

6月中に懲戒処分を行った事案は6件であるが、これらのうち、まず私から事務局 分の事案1と事案2について報告する。

事案1は酒気帯び運転による物損事故で、免職の懲戒処分とし、処分後速やかに 公表したところである。これに関しては、酒気帯び運転等の根絶に向けた対策として、 ビデオ教材などを活用した職場研修を実施している。これまで、本庁においては全て 実施済みであり、引き続き出先機関等において実施する予定となっている。また、教 育長が署名した職員の家族向けメッセージを作成し、各所属長に配布を求める通知を 既に発出しており、職員のみならず家族全員で酒気帯び運転等の再発防止に向けた取 組を推進するよう努めている。

事案2は、自動車を運転中に人身事故を起こしたものであるが、戒告の懲戒処分 とした。

(事務局説明 白石教職員課長)

続いて、学校分の事案1から事案4までの4件について報告する。

事案1及び2は最高速度を超える速度で自動車を運転し、検挙されたもので、それ ぞれ減給及び戒告の懲戒処分とした。

事案の3及び4は、自動車を運転中に人身事故又は物損事故を起こしたものであり、戒告の懲戒処分とした。

また、既に連絡をしているが、教員による酒気帯び運転について改めて報告する。 去る6月10日、三八地域の高等学校の臨時実習講師が、おいらせ町内において、 酒気を帯びた状態で車を運転し、他の車に接触するという事故を起こしたと校長から 報告を受けている。

教職員の服務規律の確保につきましては、去る4月18日に開催した県立学校長会議を始め、機会あるごとに、会議あるいは通知等により、再三にわたり指導の徹底をお願いしてきたが、このような酒気帯び運転が発生したということは、誠に遺憾なこととである。

今回の件については、事実を確認し、厳正に対処することとしているが、県立学校長、市町村教育委員会教育長に対して改めて通知を発出し、教職員の服務規律の確

保についての指導の徹底をお願いしたところである。

今後とも、職員一人ひとりが自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、周知 徹底を図って参りたい。

(川村委員長)

学校現場で、どのように対処しているのか。

(教育長)

その都度、文書は発出してきたが、それぞれの学校で、校長を中心にしながら対処している。また、近く、県立学校長会議があるので、私から再度話したいと思っている。やはり、教職員一人ひとりの自覚が一番大きいので、改めてお願いしていきたいと考えている。

(川村委員長)

意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については、了解した。

前回の会議でも申し上げたが、再発防止対策に万全を期して、二度と県民の期待を 裏切ることがないように、教職員の服務規律について指導の徹底を図っていただくよ うよろしくお願いしたい。